

長 建 協 発 第 4 2 号
平成 2 2 年 4 月 3 0 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等の
周知・広報に係るリーフレットについて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金については、その請求期限が平成 2 4 年 3 月 2 7 日に迫っていることや、石綿による疾病については、発症までの期間が長く、労働者、医師双方において石綿ばく露と発症との関連性についての意識がないまま労災請求に及んでいない場合があることから、この度、厚生労働省において、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求に至っていない方に対して速やかな請求を促すための別添リーフレットが作成されました。

つきましては、標記について、全建を通じ同省労働基準局労災補償部長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。